

## 外国人材の急拡大に日本語教育の推進は不可欠 ①

### 「質の保証」は日本語教育推進基本法の根幹

超党派で 2016 年 11 月 8 日に結成された日本語教育推進議員連盟(河村建夫会長。略称・日本語議連)が去る 5 月に参院議員会館で開かれた第 10 回総会で、日本語教育推進基本法(仮称)の政策要綱を了承したことは前号(留学生通信 99 号)でお伝えした。前号で同議連が立案に至った経緯等について述べたあと、政策要綱につき「第一 総則」「第二 基本方針」の要旨を掲載したのに続き、今号では「第三 基本的施策」「第四 日本語教育推進協議会等」「第五 その他」について、それぞれの要旨と背景を紹介する。

#### ◆全国 2491 校が教員不足で外国児童生徒ら日本語特別指導受けられず

##### 「第三 基本的施策」

第 3 章の「基本的施策」は、日本語教育の普及推進に必要な具体的政策を以下の 5 節にまとめている。

一 国内における日本語教育の普及推進：この 1 節目の「国内における日本語教育の普及推進」では、「外国人等である児童生徒等」「外国人留学生」「外国人等の就労者・技能実習生等」「難民」「地域」一の 5 項目に分けて、それぞれ日本語教育関係の在り方を定めている。

1 外国人等である児童生徒等に対する日本語教育関係。国の責務を 2 点指摘している。

① 国は「教員及び支援員等の配置の充実等指導體制の整備、教員及び支援員等の養成及び研修を通じた資質の向上、就学及び就労の支援その他の必要な施策」を講ずる一ことを強調している。

② 国は日本語の重要性に関する児童生徒等の「保護者の理解と関心を深め必要な施策を講ずる一として、児童の日本語習得には、特に「保護者の理解と関心を深める啓発運動」の必要性にも言及している。

(文科省の調べによると、2 年に 1 度調査している日本語指導が必要な外国人児童生徒数は平成 28 年度が 3 万 4,335 人〔2 年前の調査より 5,137 人増〕。同じく、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数〔帰国児童生徒、重国籍児童生徒など〕は 9,612 人〔同 1,715 人増〕にのぼっている。また、日本語指導が必要なのに、特別な指導を受けられていない場合の理由は「担当教員、日本語指導支援員がいないため」と回答した学校が 2,491 校と最多で、指導教員の養成が追い付かないのが現状だ。

一方、NPO 法人 青少年自立援助センターの調べによると、2016 年(平成 28 年)の時

点で、全国の公立学校には4万3,000人以上の日本語がわからない子どもが在籍し、そのうち1万人は「学校で何の支援も受けていない」状態にある。また、特定非営利活動法人 移住者と連帯する全国ネットワーク(略称・移住連)の「外国人への日本語教育の現状と課題」によれば、子どもについては「地域による支援の格差も大きく、日本語指導が必要な児童生徒のうち、外国籍児童生徒の17.1%、日本人児童生徒の21.7%が日本語指導を受けていない」という。)

### ◆外国人留学生向けに大学などの日本語教育の充実策を 技能実習生の日本語教育の貧困は地域社会統合に支障

2 外国人留学生に対する日本語教育：2項目目の「外国人留学生」に対する日本語教育関係では、「国は、日本企業に就職を希望する外国人留学生に対し、職業に必要な日本語能力を習得するための日本語教育であって大学等において行われる日本語教育の充実策を講ずる」ことを求めている。

3 外国人等の就労者、技能実習生等に対する日本語教育関係：3項目目の「外国人等の就労者、技能実習生」関係では、国に以下3点の施策を求めた。

① 企業が就労者らに日本語学習の機会を提供し、専門分野に係る日本語教育の充実を図るに必要な支援。

② 企業等が技能実習生の更なる日本語能力の向上の機会の提供を促進する教材の開発その他の日本語学習に関する必要な支援。

③ 定住外国人が就労に必要な水準の日本語能力を身につけられる必要な施策。

(公益財団法人 国際研修協力機構(略称 J I T C O)によれば「技能実習生に対する日本語研修は、技能実習生に係る監理団体の講習担当者、技能実習指導員、生活指導員らの多くは、日本語教育の『有資格者』ではなく、外国人に対する日本語教育について学んだことがないままに日本語指導を行っている」のが実情だという。また「技能実習生が日々実習を行う現場では、日本人従業員とのコミュニケーションがうまくいかないことがそのまま危険に直結する恐れがある」と指摘している。

一般財団法人 日本国際協力センター研修事業部が作成した資料「外国人就労・定着支援研修の現場から」は、①定住外国人のための就労のための日本語のカリキュラム整備・テキスト開発、②就労日本語に不慣れな講師への育成研修プログラムの開発一を「今後の課題」として要望している。日本語教育推進と学習支援は必要不可欠だ。

なお、特定非営利活動法人 移住者と連帯する全国ネットワーク(移住連)の鳥井一平理事は、ヒアリングの中で、愛媛県の在留外国人の46%を技能実習生が占め、「すでに10県以上が技能実習生の比率が25%を超えている」と言い、実習生の日本語教育を考えないと地域の社会統合に支障になると警鐘を鳴らした。同移住連国際人権部の樋口直人さんは、統計調査の結果も加味して「日本語教育は『労働』という領域にとどまらず『文化』『社会』にまで影響が及ぶ……現実的には、気休め程度の効果しか持たない日本語学習プログラムを、生活保障しつつ『仕事で使える』水準を目指すものに拡充す

ることは必須である」と評論している。

#### ◆多彩なOECD諸国の移民支援と語学研修プログラム

少し前になるが、移住連情報誌『Migrants network』2011年7月号に紹介されている「OECD諸国における移民の就職支援、語学研修」は以下のようだ。

▼デンマーク：難民だけが対象だった統合プログラムを、1999年に全移民対象に再編、内容は個別面談で決定。社会手当を受けつつ仕事に慣れていくようにする。住宅、社会手当、語学コースからなる導入プログラムの責任を自治体が負い、国が補助する。語学研修は人によるが3年間で最大2,000時間。▼ドイツ：統合コースは、語学研修、教育、職業資格、社会的アドバイス、社会統合一般の促進という5本の柱からなり、そのうち語学研修を最重視。2005年には19万4,000人の移民が参加し、連邦政府が1人当たり1時間2.05ユーロを補助。参加中は毎月1,000ユーロの手当が出るという。語学研修は630時間のコース。交通費・託児費も含めて実費が払い戻される。▼オランダ：1990年には労使協定で「マイノリティにもっと仕事を」と、6万人の雇用を生み出すことで移民・その子どもの失業率を全国平均まで引き下げる試みを実行。1998年から新規流入移民全員に対して500時間の義務的語学研修・労働市場対策が課された。）

#### ◆難民には基礎日本語能力習得のための学習機会提供求む

##### 豪州は難民に最大1710時間「雇用のための英語」と位置付け実施

4 難民に対する日本語教育関係。4項目目の「難民」関係では、難民認定に対し、定住に必要な「基礎日本語能力の習得のための学習機会の提供」などの施策を国が講ずるよう要望している。

(2017年(平成29年)4月20日の第6回総会に提出された公益財団法人 アジア福祉教育財団難民事業本部(RHQ)の「難民支援における日本語教育事業」によれば、日本語教育を受けた難民の数は、初期の昭和54年から平成8年にかけてのインドシナ難民、いわゆるボートピープルの人々が8,879人、その3年後から始まり現在に至る条約難民が226人、平成22年から始まった第三国定住難民、いわゆるタイ・マレーシアに逃れたミャンマー難民でわが国への定住希望者が97人に上った。こうした人々には572時間の日本語教育と120時間の生活ガイダンスが行われた。

ちなみに、先の移住連の調べによると、オーストラリアでは難民などは最大1,710時間、それ以外の移民は通常510時間、最大1,310時間まで語学研修を「雇用のための英語」と位置付けて実施している。日本語教育も豪州並みに時間をかける必要がある。)

#### ◆地域で広がる多言語対応と多文化共生「やさしい日本語」の適応

##### 外国人庁設置改めて求める「豊橋宣言」2017年採択—外国人集住都市会議

5 地域における日本語教育関係。5項目の「地域」では、静岡県、横浜市、2017年1月31日に「外国人集住都市会議」を開催した豊橋市など外国人労働者らが多い3地方

公共団体から事情を聴取し、2点を要綱に掲げた。

- ① 「日本語教室の開設・運営、公民館などにおける日本語教育の実施、日本語教育従事者の育成及び教材の開発支援、日本語教室通いの困難者に対する学習環境の整備」などを講ずること。
- ② 日本語教育が「共生社会の実現にも資する」ことを踏まえ、日本語教育への国民の理解と関心を増進するため「広報活動等の必要な施策」を講ずること。

(2017年(平成29年)1月1日現在で、外国人住民数が7万6,599人と全県民の2.04%を占める静岡県は、県の重点戦略として「地域外交」を展開し、多文化共生社会の形成に熱心だ。「静岡県多文化推進基本条例」を平成20年12月に制定、平成23年3月には「ふじのくに多文化共生基本計画」を策定して、外国人県民との融和を促進する諸施策を進めている。特に日本語教室の開設促進や簡易な表現を用いて文の構造を簡単にし、漢字にルビを振るなど、1995年(平成7年)の阪神・淡路大震災をきっかけに生まれた「やさしい日本語」運動の普及に力を入れているという。

在留外国人が多い横浜市は「多言語広報指針」を平成22年に策定し、英・中・韓・スペイン・ポルトガル語でも対応しているほか、やはり「やさしい日本語」を推進しており、市の広報課が『やさしい日本語で伝える』という冊子を作り、使用法や活用法を丁寧に説き「平仮名のルビ」も採り入れている。「語彙は日本語能力試験N4程度の約1,500語を用いている」という。また任意団体、NPOなどによる地域日本語教室は112、市立小中学校の国際教室は80、市の日本語教室4にのぼっている。

外国人集住都市会議のメンバーである豊橋市は、一昨年8月に23都市680人の外国人児童の親に実施した「子どもの教育に関する意識調査」を紹介した。それによると、「学校の教育で何が重要か」を複数回答で問うたところ、445人が「日本語能力を身につける」がトップ。以下2位「生活態度・マナーを身につける」、3位「進学するための学力を身につける」、4位「表現力・コミュニケーション力を磨く」、5位「各教科の知識を得る」、6位「友達をつくること」となっている。実に堅実なる外国人の家庭像が浮かび上がった。「子どもをどこまで進学させたいか」の質問には、「日本の大学・大学院」と答えた親が489人と断トツ1位。2位の「日本の専門学校・各種学校」の68人に大差をつけた。

同市は、具体的方針としては日本語教育の充実を図るために「特別の教育課程」100%実施を方針とし、不就学ゼロ100%実施の成果を得た。しかし、課題も残った。①巡回相談員や通訳者などの人的保障、人員不足。②加配教員の力量向上。③日本語習得のための指導法。共通した日本語習得のためのメソッド(指導法)の開発。④高等学校の受入体制や卒業後の就職等、将来に見通しを持ってない一など。中学・高校へと進むにつれ、日本語能力と学力を問われる場面が多くなっているようだ。豊橋市で開かれた外国人集住都市会議では、最後に「多文化共生に係る外国人政策を総合的に実施するための外国人庁の設置」を改めて求める「豊橋宣言」を採択した。) )

## ◆著しく遅れている海外日本語教育の普及促進、体制整備と充実急務

中国・孔子学院は世界 147 カ国 1586 カ所、受講者 155 万人

韓国・世宗学堂は世界 58 カ国 147 カ所、受講者 4 万 3308 人

二 海外における日本語教育の普及促進：この 2 節目は、中国の「孔子学院」、韓国の「世宗学堂」などを世界的に展開する中・韓の東アジア 2 か国に大きく後れをとっている部門だ。「外国人向け」と「在留邦人の子弟向け」の 2 項目の国が講ずべき施策を挙げている。

1 海外における外国人等に対する日本語教育関係では、2 点を指摘している。1 点目が、日本の大学などへの進学に必要な水準の日本語能力を身につける施策。2 点目は、各国の現地での「日本語教育制度等の体制・基盤整備支援、日本語教育人材の育成、インターネットを含む教材の開発・提供、教育機関の活動並びに日本語学習者支援」。

（この分野は、政府レベルで言うと日本が中国、韓国に比べて大きく後れをとっている分野だ。国際交流基金が 2017 年 6 月 15 日の日本語議連の第 8 回総会で提出した資料「海外の日本語教育の現状と課題」によれば、中国が 2004 年から世界で展開する中国語の普及と中国文化の理解を促す教育機関の「孔子学院（小学校から高校までを網羅した孔子課堂も含む）」の設置数は 2016 年時点で 147 カ国 1,586 カ所。このうち、孔子課堂が約 1,000 カ所で、受講者は 155 万人。2007 年から始まった世宗学堂財団が展開する韓国の韓国語と文化の普及を目指す「世宗学堂」が、世界 58 カ国 147 カ所、受講者は 4 万 3,308 人という。

これに比して国際交流基金の日本語講座は世界 31 カ所、受講者 2 万 878 人と桁違いに少ない。また、海外の大学などの教育機関と結ぶ日本語教育ネットワークの「JF にほんごネットワーク（通称・さくらネットワーク）」は海外 289 機関と結ばれている。ただし、民間レベルも含む「海外における日本語教育の現状」で言えば、日本語学習者はネットも含めて 365 万人。日本語教師数 6 万 4,108 人、日本語教育機関数 1 万 6,179 機関となる。この彼我の政府の取り組みの違いは、中・韓両国は「戦略的に中国語・韓国語と文化の理解者、ひいては親中・親韓派の養成を国家戦略的に実施している」ことを物語っており、その影響は一部、歴史認識の修正にまで及んでいると思われる。

また、ベトナムやミャンマーなど東南アジアへの日本語学校の展開を進めている学校法人 新井学園赤門会日本語学校は、資料「海外に展開する日本語教育機関における現状と問題点」で、日本語学校の「海外進出のための条件」を紹介。①日本語教育に関する十分な知見や経験、②明確な事業目的、③資本力＝財務体力、④現地大学や有力企業など海外とのネットワーク、⑤豊富な人材の保有の 5 点を挙げ、民間の日本語教育機関が持つポテンシャルとノウハウを活用すべきだが、日本政府の後押しと支援が必要であり、官民一体となった対応を取るべき」と指摘。）

2 在留邦人の子に対する日本語教育関係。ここでは、「国は、在留邦人の子等を対象とする日本語教育の充実、支援体制の整備その他の必要な施策」を講ずるよう求めた。

## ◆「日本語の教員免許」創設を目指す考えも―議連事務局長

三 日本語教育の質の保証：「日本語教育の質の保証」に関し、「日本語教育機関」「日本語教育従事者」「教育内容及び教材開発」「日本語能力の評価」の4分野の関係者に関し、国が講ずべき施策項目をそれぞれ挙げている。

（ここは、日本語学校にとって最も関心を払うべき個所で、日本語議連の馳浩事務局長は昨年6月5日、都内の明大中野キャンパスで行われた明治大学大学院国際日本学研究科の特別講義で「日本語教育の質の確保」について語り「法律の肝になる」ところと強調した。同氏は日本語学校の開設許可権限などを法務省入管局が持っていることにも根幹的な疑問を呈し、「日本語の教員免許」の創設を目指す考えも示したという。）

1 日本語教育機関関係。「日本語教育機関の教育水準の維持向上を図るために必要な施策を講ずること」としているだけで、具体的内容には踏み込んでいない。これは第五章の「その他」の中で検討課題に挙げているからだ。

（日本語教育振興協会は、2003年(平成15年)6月11日に「日本語教育機関による留学生の受入れに関するガイドライン」を制定。「経営者の責任」「教職員の能力向上」「学生の受入れ」「学生の在籍管理」「学生の勉学環境・福祉・健康への配慮」「アルバイト」など10項目につき「質の向上」の観点から指針を示した。

全国日本語学校連合会(JaLSA)は、2014年(平成26年)6月25日に新たに綱領を制定し「地域との共生を図り質の向上」を目指す指針を示した。綱領は「憲法、立法精神の尊重、公正な経営を通じて社会から信頼される教育機関を目指す」「創意工夫と質の向上、留学生には誠意と愛情をもって臨む」「母国から信頼される人材養成に努め、母国と日本の懸け橋となれるように教育指導を行う」など7項目を定めた。

全国専修学校各種学校総連合会は、2015年(平成27年)7月、「質の向上の羅針盤」として文科省の学校評価ガイドラインを取り入れた「職業実践専門課程の質向上等に向けた指針」を策定するとともに、「日本語教育推進基本法(仮称)」の制定を求めてきた。)

## ◆文化庁が2018年3月、日本語教員養成指針を18年ぶりに改定

### 日本語教師、日本語教育コーディネーター、日本語学習支援者に3分類

2 日本語教育従事者関係。ここでは以下の2点を挙げている。

① 国は、国内外の日本語教育従事者の資質・能力の向上、確保及び待遇の改善が図られるよう、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、国内の日本語教師の資格に関する仕組みの整備、日本語教師の育成に必要な高度な専門性を備えた人材の育成に必要な施策を講ずること。

この1点目は「日本語学校などで働く先生方の資質・能力の向上」「日本語教員資格の整備」「専門性を備えた人材の育成」を強調している。

（前々から業界では「先生の質の向上」は、「日本語教育の質の向上」の中心的課題だったが、文化審議会国語分科会の提言を受けて、文化庁が今年2018年3月、「日本語

教育のための教員養成について」(2000年<平成12年>に作成)と題する指針を18年ぶりに改定・発表し、新たな「日本語教育人材の養成・研修の在り方」とする指針を示した。日本語教育従事者を、①日本語指導を行う「日本語教師」、②教育プログラムの策定なども行う「日本語教育コーディネーター」、①②の役割を補佐する③「日本語学習支援者」の三つに分類し、それぞれ必要な資質・能力と役割を明らかにした。なお「教師の養成」だが、一般社団法人 全国日本語教師養成協議会は、東京オリンピックが開かれる「2020年(平成32年)には日本語教師が国内でおよそ1万7,000人以上不足する」と試算。「海外の日本人教師も確保できない事態となり、国益を損なう懸念が大」と指摘している。)

### ◆安倍総理明言、アジアの3カ所に日本語センター初の設置

② 国は、海外における日本語教育の水準向上のため、各国において外国人の日本語教師の育成を支援するために必要な施策を講じるよう努めるものとする。

(日本語教師の育成支援については、国際交流基金の資料によれば、安倍総理は、日本語の教師不足の課題解決のため、昨年の2017年6月5日に開かれた国際交流会議「アジアの未来で」において演説し、「アジアの各地で3カ所拠点を選び、日本語の先生を育てる場所を設ける」と明言、1カ所につき年間150人から250人くらいの日本語教師を育成する、いわゆる「日本語センター」を設置する考えを示した。)

3 教育内容及び教材開発関係。国は、日本語教育受講希望者の日本語能力の水準に応じた教育を行うことができるよう、教育課程、指導方法及び教材の開発及び普及又はその他の必要な施策を講ずる。

(公財 アジア福祉教育財団によれば「定住後の日本語教材の無償供与」例が例示されている。第三国定住難民とその支援者には、文化庁が開発している『社会参加のための日本語通信講座』用テキストのミャンマー語、カレン語版が供与される。使用頻度が高い語彙5,700語を翻訳したベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマー・カレンの各国語版が供与されている。このほか『にほんごえじてん』がカレン語版、ミャンマー語版、英語版で文化庁のHPからダウンロードできる。)

### ◆日本語能力の評価方法の開発施策を講ぜよ

#### 「話す・書く」が入らぬ日本語能力試験の改善求む—国際交流基金

4 日本語能力の評価関係。外国人受講希望者の日本語能力を適切に評価できるよう「日本語能力の評価方法の開発など必要な施策を講ずること」を国に求めている。

(国際交流基金の西原鈴子国際センター長は、ヒアリングでは、同基金が行っている日本語能力試験について、ウィークポイントは「話す」「書く」の能力検定が入っていないことを指摘。「N1」に合格すれば、読んだり書いたり是可以するが「しゃべれない、面接ができませんという人が生まれてしまう」と改善を注文づけた。海外73カ国・地域の228都市と日本国内135会場で行われた2016年の日本語能力試験の受験者は、過

去最高の 75 万 5,802 人が受験した。また日本国際教育支援協会の川端一博試験開発グループリーダーによると、日本語教育能力検定試験は日本語教師になりうるためには同検定試験の「合格を必須」または「合格していることが望ましい」とする日本語学校は 87%にのぼり「毎年 6,000 人前後が受験している」という。）

#### 四 日本語教育に係る調査研究等。

1 日本語教育に係る調査研究関係。国は、日本語教育に関する実態の把握、効果的な日本語教育の方法の開発、日本語能力を適切に評価する方法の開発、海外における日本語教育に関する情報の収集及び提供等を行うため、調査研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 日本語教育に係る情報の提供関係。国は、外国人等のための日本語教育に関する情報を集約したサイトの設置、相談体制の整備への助言等外国人等が日本語教育について必要な情報を得られるようにするための必要な施策を講ずるものとする。

五 地方公共団体の施策：地方公共団体は、国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じた日本語教育の推進を図るよう努めるものとする。

### ◆日本語教育推進協議会と日本語教育推進専門家会議の設置求む

#### 「第四 日本語教育推進協議会等」

一 日本語教育推進協議会：ここでは日本語教育の推進について「日本語教育推進協議会」と「日本語教育推進専門家会議」の二つの会議の設置を求めている。

1 政府は、文部科学省及び外務省その他の関係府省相互の調整を図ることにより、日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、日本語教育推進協議会を設けるものとする。

2 関係府省は、日本語教育に関し専門的知識を有する者、日本語教育に従事する者及び日本語教育を受ける立場にある者によって構成する日本語教育推進専門家会議を設け、1の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

二 地方日本語教育推進審議会等：地方公共団体に、地方日本語教育基本方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができること。

### ◆残された課題、日本語教育機関の制度整備の検討

#### 法務省 10 月から「日本語教育機関の告示基準の一部」厳しく改正

#### 「第五 その他」

一 施行期日：この法律は、公布の日から施行すること。

二 検討：国は、次に掲げる事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

イ 当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲。

ロ 外国人留学生の在留資格に基づく活動の管理に対する協力に係る日本語教育機関



の責務の在り方。

ハ 日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度等の在り方。

ニ 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方。

（留学生の日本語教育の土台たる日本語学校の「制度の整備」については、要綱には「検討条項」として盛り込まれた。日本語学校は専門学校、各種学校、株式会社、個人など運営形態が様々で業界団体も複数あるため、日本語議連は「論議を重ねないと、日本語学校の在り方を今回の基本法案に規定するのは難しい」と判断した模様だ。

日本語学校は外国人留学生の増加に伴って急増し、2018年4月時点で約680校と私立大学数よりも多くなった。こうした中には、明らかに就労目的の留学生受け入れで運営者が逮捕された他、教員不足による留学生の大量入学取り消し事件など日本語学校を巡るトラブルが目立つ。

このため今年5月25日付日経新聞によると、法務省がこの10月から「日本語教育機関の設置(告示)基準の一部」を厳しくする。「留学生が年間を通じて授業を満遍なく受けるよう「年760単位時間以上」としているが「授業期間を年35週にわたるよう求める規定」を新設し、アルバイトで長期間休むケースを防ぐ。校長が複数の教育機関を兼務することも制限を設ける。1人の校長が複数の日本語学校の校長を兼務するケースもあり、管理体制の不十分さが指摘され、新規定では「校長の兼務は『2機関以内』とし、「兼務の場合は副校長を置く」ことを求める。）

以上が、日本語教育推進基本法案(仮称)の政策要綱の中身とその背景だが、政策要綱を了承した日本語議連第10回総会の閉会にあたり、河村建夫会長は基本法案の全体像について「今回は大方針を立て、日本語教育は国が責任を持つようになる。外国人を受け入れる企業、地方自治体も国の方針に従って教育を進める形をとることが基本になっている。それを中心になって進める省庁がどこであるかも明確にしていかなければならないと思っている」との見解を示した。また、中川正春会長代行は、要綱了承後の6月17日、都内の早稲田大学で開かれた日本語政策学会の第20回記念研究大会の特別シンポジウムに出席し「多文化共生、日本の将来は国を開くということをしては通れない課題。……今回、日本語教育をしっかりと社会の中に仕組みとして定着させていきたいと思った」と語ると同時に、海外で「日本語講座」が減り「中国語講座」が増える現状につき「海外で日本語をどのように展開していくかということ为国家戦略として持つべき。クールジャパンの本当の基本はここにはない」と述べ、中韓両国に比べて劣る日本語の海外普及につき戦略的に捉える必要性を指摘した。 <完>

(J a LSA 主席研究員 佐伯浩明)